

香川県条例第38号

香川県企業誘致条例及び香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例
(香川県企業誘致条例の一部改正)

第1条 香川県企業誘致条例(平成16年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方拠点強化施設 地域再生法(平成17年法律第24号) <u>第5条第4項第5号</u>に規定する特定業務施設又はこれに類する施設をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方拠点強化施設 地域再生法(平成17年法律第24号) <u>第5条第4項第4号</u>に規定する特定業務施設又はこれに類する施設をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p>

(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例(平成27年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地域再生計画に定められた法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業税の不均一課税) 第2条 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地域再生計画に定められた法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「認定特定業務施設整備計画」という。)に従って法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業税の不均一課税) 第2条 法第5条第19項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)</p>

の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては5人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものについて、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。）附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例第42条の4の規定にかかわらず、不均一の課税をする。

(1)～(3) 略

2・3 略

の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては5人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものについて、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。）附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例第42条の4の規定にかかわらず、不均一の課税をする。

(1)～(3) 略

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。